

公欠に関する規程

- 第1条 公欠とは、第2条の事由によって欠席し、第4条の手続きを行なった者に対して、欠席したものとして取扱わないことをいう。
- 第2条 前条の適用は、つぎの各号に掲げる場合とする。
- (1) 父母（養父母を含む）、祖父母、実兄弟または実姉妹が死亡したとき
 - (2) 授業時間中に行なわれる本教諸祭典に、本大学の学生を代表して参列するとき
 - (3) 国、県または本大学を代表して、別に定める諸行事に出席するとき
 - (4) 実習科目のうち集中で実施する、つぎの授業科目を受講するとき
 - ①天理教教会学実習、生涯教育基礎実習、社会教育実習、生涯教育実習1、生涯教育実習2、ソーシャルワーク実習、精神保健福祉援助実習、介護基礎実習（事前事後指導を含む）、歴史学実習、考古学実習、民俗学実習、国際協力実習、社会体育・スポーツ指導実習、日本語教育実習、教育実習1、教育実習2、介護等体験、博物館実習2
 - ②英米語海外語学実習、中国語海外語学実習、韓国・朝鮮語海外語学実習、イベロアメリカ海外語学実習、異文化実習
 - (5) 本大学の認める就職試験を受けるとき
 - (6) 単位互換協定大学の試験を受けるとき
 - (7) 学校保健安全法施行規則第18条に定める「学校において予防すべき感染症」に罹患したと医師が判断したとき
 - (8) その他特別の事由により本大学において許可するとき
- 第3条 公欠を許可する期間は、つぎのとおりである。
- (1) 父母（養父母を含む）が死亡したときは7日以内、祖父母・実兄弟または実姉妹のときは3日以内
 - (2) 前条第2号のときは、その時間
 - (3) 前条第3号ないし第6号のときは、その当日
 - (4) 前条第7号のときは、医師の証明する期間
2. 遠隔地のとき、その他特別の事由あるときは、前項第1号または第3号の日数に必要日数を加えることができる。
- 第4条 公欠の取扱いを受けようとする者は、所定の公欠願用紙に必要事項を記入し、かつ学科主任・専攻主任またはクラス担任の認印を得て、つぎの各号によってすみやかに提出し、許可を受けなければならない。ただし、第3号のときは、クラブ顧問（部長）の認印をも必要とする。
- (1) 第2条第1号のときは、学生支援課に提出する。
 - (2) 第2条第2号のときは、学生支援課に提出する。
 - (3) 第2条第3号のときは、学生支援課に提出する。
 - (4) 第2条第4号①のときは、教務課に提出する。
 - (5) 第2条第4号②のときは、国際交流センター室に提出する。
 - (6) 第2条第5号のときは、キャリア支援課に提出する。
 - (7) 第2条第6号のときは、教務課に提出する。
 - (8) 第2条第7号のときは、学生支援課に提出する。

2. 公欠を許可された学生は、前記公欠願によって、許可後2週間以内に当該授業科目担当教員に届け出る。

第5条 第2条第8号の許可の期間および手続きについては、第3条および前条の規定を準用する。

第6条 授業科目担当教員は、第4条または前条の届け出を受けたときは、第1条により取扱う。

2. その時間に試験があったときは、「天理大学履修規則」および「試験に関する規程」による。

第7条 本規程の改廃は、学生委員会および全学協議会の議を経るものとする。

付 則

1. この規程は、昭和31年9月1日から実施する。
2. 改正規定は、昭和48年11月7日から施行する。
3. 改正規定は、昭和49年11月6日から施行する。
4. 改正規定は、昭和53年4月1日から施行する。
5. 改正規定は、平成5年4月1日から施行する。
6. 改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
7. 改正規定は、平成11年4月1日から施行する。
8. 改正規定は、平成11年9月22日から施行する。
9. 改正規定は、平成12年4月1日から施行する。
10. 改正規定は、平成13年4月1日から施行する。
11. 改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
12. 改正規定は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学生については従前の例による。
13. 改正規定は、平成18年6月1日から施行する。
14. 改正規定は、平成19年1月17日から施行する。
15. 改正規定は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学生については従前の例による。
16. 改正規定は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については従前の例による。
17. 改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
18. 改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
19. 改正規定は、平成29年6月2日から施行する。
20. 改正規定は、平成29年10月2日から施行する。
21. 改正規定は、平成31年4月1日から施行する。